

大阪市告示第343号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立修道館及び大阪城弓道場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第24条前段及び大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第16条前段の規定に基づき公告する。

令和8年3月16日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市立修道館

大阪城弓道場

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区大阪城2番1号大阪市立修道館内

公益財団法人大阪武道振興協会

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)